

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 滋賀県   |
| 3. 市区町村名                 | 近江八幡市   |
| 4. 届出番号                  | 5   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 9-1   |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.city.omihachiman.shiga.jp/contents_detail.php?frmId=9341">http://www.city.omihachiman.shiga.jp/contents_detail.php?frmId=9341</a> |

執行機関名 近江八幡市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務  | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|--|--|
| ①事務の名称                         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例第151号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの【乳幼児】   |
| ②番号法別表第1の項                     | 7  |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 9  |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |  | 近江八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第二第1の項<br>近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例151号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの   |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第1条  | 近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例第151号) 第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第1条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。<br>2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 | 第1条 この条例は、 <u>乳幼児</u> 、 <u>重度心身障害者(児)</u> 、 <u>母子家庭の母等及び児童</u> 、 <u>父子家庭の父等及び児童</u> 、 <u>ひとり暮らし寡婦並びにひとり暮らし高齢寡婦</u> の医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |  | 近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例第151号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの<br>近江八幡市福祉医療費助成条例施行規則(平成22年条例第110号)  |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           | (1)法定事務  | (2)独自利用事務                            |
|---------------|--|--------------------------------------|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号  | 近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例第151号) 第3条     |
| ②事務の内容        | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>  | 福祉医療費の助成申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> |
| 特定個人情報1       |  |                                      |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ  | 近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例第151号) 第2条第9号  |
| ②情報提供者        | 都道府県知事等  | 都道府県知事等                              |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報 | 当該申請を行う者の世帯員の生活保護に関する情報              |
| 特定個人情報2       |  |                                      |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ  | 近江八幡市福祉医療費助成条例(平成22年条例第151号) 第2条第9号  |
| ②情報提供者        | 市町村長   | 市町村長                                 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報   | 当該申請を行う者の世帯員の住民票に関する情報               |
| 備考            |  |                                      |